

(目的)

第1条 この規則は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等の医療費に対して助成を行い、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この規則において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者をいう。

3 この規則において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（父母（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしている者並びに父又は母及びその配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）されている者を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

4 この規則において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する者であって、父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 前項各号のいずれかに該当する児童であって、父母が監護しないもの

5 この規則にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

一部改正〔平成20年規則37号・24年86号・25年80号〕

(対象者)

第3条 この規則に基づき医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する第2条第4項各号のいずれかに該当する児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置又は同条第2項に規定する委託措置を受けている者
- (3) 新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則（昭和62年規則第17号）に基づき医療費の助成を受けることができる者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに養育者及び養育者の養育する児童は、事業の対象者としな

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次の各号のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から9月までの医療その他の療養を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき及び次の各号のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第3項に規定す

る額以上であるとき。

ア 第2条第3項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

イ 第2条第3項第7号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童

エ 第2条第3項第8号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

オ 第2条第3項第9号に該当する児童

(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得の施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

4 前項の規定は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、当該損害を受けた月から翌年の9月30日までの医療その他の療養については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しない。

一部改正〔平成20年規則37号・22年28号・23年3号・24年86号・25年42号〕

第4条 削除

(受給者証の交付等)

第5条 この規則に基づき、医療費の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付(更新)申請書(別記第1号様式。以下「受給者証交付申請書」という。)を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき審査した結果、受給者証交付申請書を提出した者(以下「受給者証申請者」という。)が対象者であると認めたときは、受給者証申請者に速やかに受給者証(別記第2号様式)を交付するものとする。

3 市長は、受給者証を交付したときは、ひとり親家庭等医療費受給者台帳(別記第3号様式)に

記入するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による申請に基づき審査した結果、受給者証申請者が対象者でないと認めるときは、受給者証申請者にひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

一部改正〔平成12年規則70号〕

第6条 削除

（受給者証の有効期間）

- 第7条 受給者証の有効期間は、10月1日から翌年の9月30日まで（最初に交布される受給者証にあっては、その交付された日の属する月の翌月の初日から最初に到来する9月30日まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 第3条に規定する対象者としての要件を欠くに至った場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生の日の属する月の末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（受給者証の更新）

- 第8条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者証交付（更新）申請書（別記第1号様式）を市長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

（受給者証の再交付）

- 第9条 受給者は、受給者証を破損、汚損又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

- 第10条 市長は、次の各号に掲げる額（以下「ひとり親家庭医療費」という。）を助成するものとする。

- (1) 受給者の医療保険各法に規定する療養又は指定訪問看護に要する費用の額（健康保険法第76条第2項及び第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した額。以下「対象医療費」という。）から保険給付、他法負担及び次のア、イ、ウ又はエに規定する一部負担金（以下「一部負担金」という。）を控除した額

ア 医療保険各法の規定による診療、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（ウに掲げる療養に伴うものを除く。）を受ける場合は、病院、診療所等（医療保険各法に規定する薬局を

除く。また、同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、診療ごとに別な医療機関とみなす。) ごとに1日につき530円とする。

イ 同月中に同一の保険医療機関等において前記アに掲げる給付を5回以上受けるときは、前記アの規定にかかわらず、5回目以降の前記アの一部負担金額は、0円とする。ただし、月の初回から4回目まで当該受診日の自己負担額が530円に満たない場合は当該自己負担額を限度とする。

ウ 医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合は、病院又は診療所ごとに1日につき1,200円とする。

エ 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合は、指定訪問看護業者ごとに一日につき250円とする。

(2) 医療保険各法の規定するところにより交付される食事療養に係る標準負担額減額認定証(以下「標準負担額減額認定証」という。)又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)の交付を受けている受給者が、前号ウに掲げる療養と併せて受ける食事療養に係る標準負担額(健康保険法第85条第2項の規定に基づき、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額)

(3) 標準負担額減額認定証又は減額認定証の交付を受けている受給者が、第1号ウに掲げる療養と併せて受ける生活療養に係る標準負担額(健康保険法第85条の2第2項の規定に基づき、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額)。ただし、別表に定める額とする。

全部改正〔平成18年規則106号〕、一部改正〔平成20年規則37号・25年42号・80号〕

(助成の方法)

第11条 市長は、受給者の申請に基づきひとり親家庭医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である受給者が医療保険各法に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)において療養の給付、食事療養及び指定訪問看護を受ける場合は、当該保険医療機関等に対してひとり親家庭医療費を支払うことにより助成することができる。

2 前項ただし書の場合においては、受給者は、保険医療機関等(薬局を除く。)に対して一部負担金を支払うものとする。この場合において、前条に掲げる医療を受けるときは、当該一部負担

金の例によるものとする。

一部改正〔平成12年規則80号・18年106号・20年37号・25年42号〕

(助成の申請)

第12条 前条第1項本文の規定によるひとり親家庭医療費の支給の申請は、ひとり親家庭等医療費助成申請書(別記第6号様式。以下「医療費助成申請書」という。)又は県親医療費助成申請書(別記第6号様式の2)を市長に提出して行うものとする。ただし、市長と協定等を締結している柔道整復師の施術を受け、当該柔道整復師にひとり親家庭医療費の助成金の受領を委任する場合は、医療費助成申請書に代えて県単医療費助成申請書(別記第6号様式の3)を市長に提出するものとする。

一部改正〔平成14年規則47号・18年106号〕

第13条 削除

(助成の決定の通知)

第14条 市長は、第12条の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書(別記第7号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、第12条のただし書の場合は、申請者への通知を省略することができる。

一部改正〔平成14年規則47号〕

(受療の手続)

第15条 受給者は、医療を受けようとするときは、保険医療機関等に医療保険証及び受給者証を提示しなければならない。

2 受給者は、第10条第2号及び第3号に掲げる食事療養又は生活療養を受けようとするときは、前項において提出すべきもののほか、標準負担額減額認定証又は減額認定証を提示しなければならない。

一部改正〔平成12年規則80号・14年73号・18年106号・20年37号・23年3号・25年42号〕

(変更等の届出)

第16条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は市内における住所の変更をしたとき。
- (2) 医療保険の種類又は医療保険証、標準負担額減額認定証若しくは減額認定証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 受給者証に記載された受給者のうち一部の者が第3条に規定する対象者としての要件を欠

くに至ったとき。

(4) 新たに監護し、又は養育する児童を有するに至ったとき。

(5) 第3者の行為を原因とする疾病又は負傷について医療その他の療養を受けたとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による届出はひとり親家庭等医療費受給者変更届（別記第8号様式）に、同項第5号の規定による届出はひとり親家庭等医療費受給者被害届（別記第9号様式）にそれぞれ受給者証を添えて市長に提出して行うものとする。

一部改正〔平成12年規則80号・14年73号・23年3号〕

（受給者証の返還）

第17条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 受給者証に記載されたすべての受給者が第3条に規定する対象者としての要件を欠くに至ったとき。

2 ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者が死亡した場合における前項の規定による返還は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項の規定による届出義務者が行うものとする。

3 前2項の規定による返還は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（別記第10号様式）に受給者証を添えて市長に提出して行うものとする。

一部改正〔平成23年規則3号〕

（損害賠償との調整）

第18条 市長は、受給者が第3者から疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部の助成を行わず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第19条 受給者は、ひとり親家庭医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第20条 市長は、虚偽その他不正な行為により、ひとり親家庭医療費の助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(平成19年新潟県中越沖地震に係る特例)

- 2 受給者が平成19年新潟県中越沖地震（その他余震を含む。）によりその財産に著しい損害を受けた者である場合の助成については、平成19年7月16日から平成19年12月31日までの間に行われる医療に係るものに限り、第10条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を控除せず行うものとする。

追加〔平成19年規則78号〕

- 3 前項に規定するもののほか、同項の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

追加〔平成19年規則78号〕

(有効期限)

- 4 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

追加〔平成24年規則1号〕

附 則 (平成3年12月27日規則第36号)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則別記第2号様式による受給者証とみなす。

附 則 (平成5年7月31日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現に交付されている国民健康保険加入者用の受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則第2号様式（その1）による受給者証とみなす。

附 則 (平成6年3月31日規則第31号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（平成7年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 健康保険各法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号。以下「法」という。）の施行前における医療保険各法に規定する看護の療養については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期限が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定による受給者証とみなす。

附 則（平成7年9月28日規則第40号）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（平成9年3月24日規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月20日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年8月28日規則第72号）

改正

平成9年10月31日規則第77号

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 6歳以上の受給者についての第10条第1項第1号及び第11条第2項の規定の適用に関しては、平成9年9月1日から平成9年10月31日までの間においては、第10条第1項第1号中「老人保健法第28条第1項第1号、第10項及び第11項」とあるのは「老人保健法第28条第1項第1号、第2項から第5項まで、第10項及び第11項」と、第11条第2項中「保険医療機関等（薬局を除く。）」とあるのは「保険医療機関等」とする。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定による受給者証とみなす。

附 則（平成9年10月31日規則第77号）

- 1 この規則は、平成9年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定による受給者証とみなす。

附 則（平成10年2月9日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年7月31日規則第46号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月11日規則第21号）

この規則は、平成11年4月11日から施行する。

附 則（平成12年10月17日規則第70号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第2号様式の規定による受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に保有する改正前の別記第1号様式、別記第2号様式、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第9号様式から別記第11号様式までの規定による申請書等については、当分の間、これを使用することができるものとする。

附 則（平成12年12月28日規則第80号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分及び「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める部分に限る。）は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の別記第2号様式の規定による受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の別記第2号様式の規定による受給者証とみなす。

附 則（平成13年4月12日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年8月30日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別記第1号様式の規定は、有効期限が平成14年10月1日以後の受給者証に係る申請から適用し、有効期限が同日前までの受給者証に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日規則第73号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日規則第82号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に保有する改正前の別記第2号様式による受給者証は、当分の間、これをそのまま使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の別記第6号様式の2及び別記第8号様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成15年4月23日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月18日規則第35号）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第9号様式から別記第11号様式までの規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第106号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第1号様式、別記第6号様式、別記第6号様式の3及び別記第8号様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成19年4月17日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第6号様式、別記第6号様式の2及び別記第8号様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成19年 8 月22日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定は、平成19年 7 月16日から適用する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第 1 号様式、別記第 3 号様式、別記第 6 号様式の 2、別記第 6 号様式の 3 及び別記第 8 号様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成22年 3 月29日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第 1 号様式及び別記第 3 号様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成23年 2 月10日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の別記第 6 号様式、別記第 6 号様式の 2 及び別記第 6 号様式の 3 の用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成24年 1 月16日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月17日規則第86号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則の規定は、平成24年 8 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 2 条第 3 項第 6 号の規定により、新たに第 3 条第 1 項に規定する対象者となる場合及び第 5 条

の規定により受給者証の交付を受けようとする場合は、平成24年9月1日から適用するものとする。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正後の新潟県柏崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する規則第2条第3項第6号の規定により新たに第3条第1項に規定する要件に該当することとなった児童を施行日において現に監護し、又は養育している者が、平成24年12月31日までの間に第5条の規定による受給者証の交付の申請をしたときは、その者に交付する受給者証の有効期間は第7条第1項にかかわらず、平成24年10月1日又は要件に該当することとなった翌月の初日のいずれか遅い日からとする。
- 3 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成25年2月26日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成25年3月27日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の別記第2号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則 (平成25年12月13日規則第80号)

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。

別表（第10条関係） 入院時生活療養費標準負担額の助成額

入院医療の必要性の高い者以外の者

入院医療の必要性の高い者

減額認定証の区分	助成額 / 食
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	160円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	100円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ（老福）の者	100円

減額認定証の区分	助成額 / 食
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期非該当）	210円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期該当）	160円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	100円

※ 「入院医療の必要性の高い者」とは「健康保険法施行規則第62条の3第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年9月8日厚生労働省告示第488号）による。

追加〔平成18年規則106号〕

別記

第1号様式（第5条、第8条関係）

一部改正〔平成12年規則70号・80号・13年40号・14年72号・15年41号・18年106号・20年37号・22年28号・24年86号〕

第2号様式（第5条関係）

全部改正〔平成23年規則3号〕、一部改正〔平成24年規則86号・25年42号〕

第3号様式（第5条関係）

一部改正〔平成20年規則37号・22年28号〕

第4号様式（第5条関係）

全部改正〔平成18年規則106号〕

第5号様式（第9条関係）

一部改正〔平成12年規則70号〕

第6号様式（第12条関係）

一部改正〔平成12年規則70号・18年106号・19年57号・23年3号・25年23号〕

第6号様式の2（第12条関係）

全部改正〔平成18年規則106号〕、一部改正〔平成19年規則57号・20年37号・23年3号〕

第6号様式の3（第12条関係）

追加〔平成18年規則106号〕、一部改正〔平成20年規則37号・23年3号・25年23号〕

第7号様式（第14条関係）

全部改正〔平成18年規則106号〕

第8号様式（第16条関係）

一部改正〔平成12年規則70号・16年35号・23年3号〕

第9号様式（第16条関係）

一部改正〔平成12年規則70号・16年35号・23年3号〕

第10号様式（第17条関係）

一部改正〔平成12年規則70号・16年35号・23年3号〕